

令和元年

亀山市教育委員会7月定例会会議録

亀山市教育委員会 7月定例会会議録

1. 日 時

令和元年7月18日（木）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	太 田 淳 子
2番委員	若 林 喜美代
3番委員	大 萱 宗 靖
4番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	平 野 朋 希
生涯学習課社会教育グループリーダー（以下生社GLという）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

4番委員（宮村由久委員）

1番委員（太田淳子委員）

7. 会議録の承認（4月定例会、第3回臨時会）

承認

8. 教育長報告

教育長 7月1日、亀山駅で早朝より社会を明るくする運動街頭啓発を行った。また、青少年問題協議会に出席した。

3日、青少年総合支援センター補導委員研修会を行った。

5日、市町等教育長会議に出席し、三重県教育委員会から、教育における現在の課題について説明があった。

6日、関の山会館完成式典に教育委員と出席した。その後、穴虫の郷「花蓮祭り」に出席した。

7日、消防操法大会に出席した。

8日、亀山警察署での防犯協会定期総会に出席した。

9日、市職員に対する分限懲戒委員会に出席した。

10日、課長館長会議を行った。

11日、通算9回目の図書館整備推進委員会を開いた。

13日、鈴亀地区中学校体育大会を巡回した。

16日、行財政改革統括管理委員会に出席し、まちづくり協議会の指定管理の継続について、亀山南小学校の学童保育所に関する指定管理についての調整を行った。また、上田秀洋氏と宮崎観峰氏より川崎小学校に絵画を贈呈いただいたため、絵画贈呈式を行った。

18日、暴力追放亀山市民会議総会に出席した。

ご質問があればお願いします。

（質問はなく、教育長報告を終わる。）

8. 議事

教育長 報告第20号「専決処分した事件の承認について（亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の退任について）」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 報告第20号「専決処分した事件の承認について」です。次の事件について、亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件は、「亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の退任について」です。詳細については学校教育課長より説明します。

学校課長 亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の退任について、令和元年6月27日付けで亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例が一部改正されたことに伴い、本条例第5条の規定に基づき、山本衛北勢児童相談所長が退任となり、森本良一鈴鹿児童相談所長に残っていたいただき、12人の委員構成といたしました。

（質問はなく、報告第20号は承認される。）

教育長 議案第27号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第27号「人事案件について」は、人事に関する案件のため、公開、非公開について、お諮りをお願いします。

教育長 人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、各委員に諮る。非公開としてよいか。

（全委員異議なし）

議案第27号「人事案件について」は非公開とする。関係職員以外は退室を願う。

（関係職員以外退室）

《非公開》

（議案第27号は可決される。）

（退室した職員入室）

9. 報告事項

- 教育長 報告事項1「生徒指導について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項2「市内小中学校における総勤務時間縮減の取組について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
- 大萱委員 昨年度3月までの取り組み実績の報告が4月にあったが、その時の項目と比べると違いがあるようだが、今後はこの項目での実績報告となるのか。
- 学校課長 確かに少し変わっています。時間外の多い人、少ない人全員で時間外の平均を出していたが、一人ひとりの時間数を見ていくべきで、45時間以上また80時間以上の者を把握し、何人いるのかを見ていくためにこのような区分にし、人数を表にまとめました。
- 大萱委員 平成28年に比べ、3.2%の削減を目標に取り組んでいたが、今年度からは45時間以上の時間外労働をゼロにしようという目標で作成された報告書なのか。
- 学校課長 国のガイドラインが出ておりますが、教職員の場合は特別な例で「年間720時間以内とすること」や、「月45時間以上を6月以内に抑える」等の時間外労働の上限ラインになっています。その最大に近い教員もいるので、そういう教員が発生しないようにすることを第一の目標とします。
- 大萱委員 全て国のガイドライン以下に抑えることが目標ということでしょうか。
- 学校課長 はい。
- 太田委員 各小学校の対象職員の人数の合計欄の出し方を教えてほしい。36協定について中学校は大丈夫なのか。
- 学校課長 時間外について、各学校で毎月、誰が何時間行ったかを計算し、その平均が学校ごとに出ております。合計欄は、各校の時間外をそれぞれまとめ、その合計を対象職員数で割った数値です。中学校の36協定の件ですが、本来は360時間が基本であるが、まずは月80時間以上等の異常な数値をなくそうということで、教

員の特例の上限720時間まで緩めているところがあり、それを超えない目標にしています。

太田委員
学校課長

4月、5月、6月は大丈夫か。

4月、5月、6月は目標を超えている職員がいますが、今後、上限の720時間に収まるよう働きかけます。

若林委員

一部の学校で時間外が減らないという理由の中に、20代の教職員が70%いるからという理由を挙げている学校があると聞いたが、20代が偏っている学校がある一方でそうでない学校があるとして、それが時間外勤務の多さにつながっているのであれば、配置上の問題があるのではないか。

学校課長

人事的な配置については、なるべく年齢層が偏らないような配置にしています。

若林委員
教育長

今後も注意して配置してください。

若い職員が多いことを、時間外労働時間が増える理由にするのは納得しがたい。

学校課長

経験不足な面を他の職員がフォローしていき、今後増加が解消していくのではないかと思います。

宮村委員

月80時間、100時間超の時間外のある職員へのヒアリング結果はどのようになっているか。何か特徴的な理由はあるのか。本人の資質に関わるものなのか、時間外の原因を分析し、それに対応していかなければ根本的に時間外は無くならないと思うが。

学校課長

部活動の状況、進路指導等、時期によって増加するという話を聞きます。100時間超の時間外のある職員へのヒアリングは校長が行います。

教育部長

先日、今年度第1回目の衛生委員会を開催したところ、各学校の衛生委員から、教員自らの意識改革が必要であるという意見と、併せて、教育委員会や学校の管理者に求められるものでもあるが、帰りやすい職場風土の醸成が必要であるという意見が出されました。その2つが必要であるという意見です。教育委員会からは校長会を通じて職場風土の改善を求めていくのですが、同様に衛生委員会の委員からも学校長、管理職に向けて伝えてもらうようにもお願いしました。まずは、職場風土の改善と、教員自らの意識改革が必要であると考えております。

大萱委員

720時間という数字はどういう数字か。

- 学校課長
教育長 時間外勤務時間の合計時間です。月に60時間ということです。
月100時間を超えている教職員はいます。4月に時間外が多い職員がいた場合、5月以降は減っているのかを見ていくことが大切である。毎月同じ人が多いということはないのか、そうであればどういう対処をしているのかを報告してほしい。
- 太田委員 労働基準法上、時間外が3か月を平均して80時間を超えることは、民間ではいけないこととなっているが、そういう職員はいないのか。
- 学事GL 市内の小中学校長と8月1日付けで36協定を締結する予定です。36協定の締結対象者が、給特法の関係もあり教育職員を除くこととなっており、教員及び常勤講師は対象外となっています。しかし、教員の中には時間外が月80時間を超えている者がいます。
- 教育長 このような教員に対し、どう指導していくのか。
学校課長 検討中でもあり、次回の委員会で報告させていただきます。
宮村委員 時間外をした本人は、生徒のためになるように一生懸命働き、いいことをしているという意識なのではないか。管理職が面談を行い、原因を追究しなければならないと思う。そうしなければ、時間外手当が支給される訳ではないので、時間外は減らないのではないか。
- 教育部長 企業であれば企業側が時間外勤務命令を出して時間外をするのですが、学校では教員自らの意思で子どものためという働き方が行われています。その中で、このようなガイドラインや働き方改革が出てきているため、意識改革や制度の説明が重要だということを感じています。指導、説明をしていかなければ変わっていかないのではないかと思います。
- 若林委員 若い教員の感覚と、子どものために時間外をしてきた教員との感覚がずれている。長く残って仕事をしている教員が美徳のようになっている空気が根強く残っている中、管理職がどう話をし、一人ひとりの気持ちを変えていくかということである。
- 教育長 職場風土や意識改革の面と、教員への対応を継続して行うこと、そして、根本的な業務改善が必要である。その1つとして部活動指導員やスクールサポートスタッフの導入がある。ボランティアを積極的に入れる、清掃活動は教員がしなくてもよくする等、制

度的な改善があると思うので、事務局でも再度検討してほしい。

太田委員

年間目標は誰が立てているのか。

学校課長

各学校で立てています。

教育長

年度途中の目標の修正はあるのか。

学事GL

目標の修正はこれまではありません。修正は考えていなかったのですが、実態を把握しながら検討していくかどうか考えます。

太田委員

現状を把握し、減らさなければならぬと思ってもらいたい。

大萱委員

720時間に収まるように計画を立てているのか。半年くらいで目標を超えそうな気がするが。

学校課長

立てています。

教育長

目標は三重県へ報告をしているか。

学校課長

報告しています。

学事GL

月々の勤務時間に加え、目標値についても各校のデータがあり、報告しています。年度途中で目標を変更することになると協議が必要になります。

教育長

720時間を超える報告を出してきたときに、教育委員会はチェックしているか。

学事GL

全てチェックできている状況にはありません。

大萱委員

目標を立てたときに、もう少し目標を高く持つよう言えないのか。

学事GL

目標設定段階で学校と話をさせていただいています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項3「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長説明)

教育長

資料について少し説明をお願いします。

図書館長

読書感想文教室は、定員20名のところ、62名の応募がありました。抽選に漏れた人に対して、28日には、学校教育課による読書感想文教室を開催します。夏休み手作り絵本教室については、現在申込期間中で、30名の定員のところ20名ほどの応募状況です。創作童話の募集については9月7日までとなっています。

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「工事及び委託事業の発注状況」について説明を求め
める。

(図書館長説明)

太田委員 新図書館になってもこの事業は引き続き行うのか。

図書館長 実施していきます。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「教育委員会行事報告及び予定表」について説明を
求める。

(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長詳細説明)

太田委員 中体連の結果を市議会の現況報告で報告することについて検討
してほしい。市子連の参加状況について聞きたい。

教育長 ソフトボールが3地区、キックベースボールが5地区です。

参事生課長 ソフトボールに関しては、これ以上減れば開催できません。キ
ックベースボールも厳しい状況です。市子連で続けていくのか、
違う形にしていくのか議論が必要です。

太田委員 ソフトボールの来年の状況はどのようになりそうか。

参事生課長 まず競技人口が減っています。練習のために保護者に負担がか
かっています。継続的なものではなく、1日単位で、みんなでで
きる新しいスポーツの大会や屋内でできるスポーツの検討が必要
ではないかと考えています。

太田委員 亀山独自のルールがあると聞いたが。

参事生課長 独自のルールがあることは原因の1つとなるものですが、それ
がキックベースボールの参加そのものを変えている訳ではないで
す。子どもたちは参加したいという気持ちはあるようだが、関わ
っていただける保護者の数が少なく、チームの編成が難しくなっ
てきています。

教育長 今年度から亀山東小学校、井田川小学校の管理外プールもなくな
る。熱中症のことも一因にはあるが、保護者負担の係るものが
消えていく傾向にある。少子化以上に共働き家庭、核家族化の進
行に原因があると思う。これらを総合的に見て、市子連も検討い
ただいている。

総務課長 絵画の寄付受納についてですが、川崎小学校で16日、贈呈式
を行い、絵画を2点受納しています。川崎小学校改築工事完成を

記念したもので、長野県在住で当市文化大使の上田秀洋氏と当市在住の日本画家宮崎観峰氏からいただきました。贈呈式後、玄関付近の壁面に展示し、学校関係者及び来校者が鑑賞できるようにしました。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

10. その他

教育長 8月5日(月曜日)午後1時半より臨時会を行う。8月定例教育委員会は8月22日(木曜日)午前9時から行う。

宮村委員 暑さ対策についてどういう対応を考えているか。夏休みの縮小を検討しているところもあるようだが、教員の働き方改革も含めて、検討しているのか。

総務課長 小学校の普通教室、音楽教室の空調設置事業は7月末までの工期で、6月末までに機器の設置を終え、7月から試運転を開始し、全小学校がエアコンを使える状況です。

学校課長 熱中症対策については、通知が国・県からあり、生徒指導、部活動指導等万全の指導をしています。

宮村委員 教員は自分の判断で指導しにくいのではないか。猛暑が続いているが、教員が対応しやすいような指針を示す等、現場の教員の負担を減らす必要があるのではないか。

学校課長 熱中症予防運動指針が日本体育協会から出ており、それに準拠し、部活動ガイドラインにも新たに記載させていただいています。現場の教員にも徹底しております。

教育長 気温が高すぎて水泳を控えることもあった。温度、暑さ指数について学校で敏感に対応している。夏休みの縮小については、継続検討はしていない。事務局としては縮小を考えていない。

宮村委員 情報収集を行い、働き方改革で教員の負担を減らすためハード面からの改革も必要であるし、子どもたちも少しでも余裕のある授業の方向に持っていく必要があるのではないか。反面、子どもたちの楽しみが減ることになるので、どちらがいいとは言えないが、状況を聞きたかった。

教育長 情報収集は、県内の状況及び全国的な動きについても行っている。短くしたところは秋休みを作ったり、総授業日数が不足しそ

うなところは休暇を縮めたりするようなこともあるが、当市は足りている認識である。年間を通じて休みを平準化し、夏休みを縮めるとか、夏休みは体験活動等通常ではできない活動をする機会として大切にしていける等、様々な考えがある。アンケートを取る等、進めたほうが良ければ進めますがいかがか。

若林委員 働き方改革の観点で言うなら、できるだけ夏休みの期間を確保した方が教職員にとっては良い。今のところ、夏休みの縮小はそれほど必要だとは考えていない。

教育長 夏休みは教師の時間外がゼロに近くなる。授業日となると次の日の授業の準備、提出物のチェック等があり定刻に帰れなくなる。

大萱委員 夏休みを短くして教師の仕事量が増えるのであれば、残業は減らない。

宮村委員 100時間を超えて残業する教師は、詰込みの中で授業をしなければならぬため100時間を超えているが、授業数が増えれば、余裕ができ、もう少し残業しなくてもよくなると思ったが、そういうことなら残業は減らない。

教育長 1週間の授業の時間割が来年度から増え、1日がいっぱいになる。それを少しでも分散しようという流れはある。その1つの方法として、亀山市は英語の1時間を朝の学習の15分に分散した。工夫したカリキュラムマネジメントをしたとして京都大学へ発表に行く。

大萱委員 それをすることによる教員の負担はないのか。

教育長 それはあまり聞こえてこない。

若林委員 授業日を増やすとなると子どもに対応する時間が増え、新たな負担増につながる。研修や夏季休暇を取る期間として夏休みの時間を確保することは、教員の資質向上や心身のゆとりにつながるので良いと思う。

11. 閉会

午後17時30分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

4 番委員

1 番委員